

(平成 26 年 4 月 1 日最終改正)

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部長野県済生会役員慶弔見舞金に関する規程

(目的)

第 1 条 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部長野県済生会（以下「本支部」という。）役員
の慶弔及び見舞について、必要な事項を定めるものである。

(適用範囲)

第 2 条 この規定の適用範囲は、支部会長・副会長、理事及び監事（以下「役員
等」という。）とする。

(祝事)

第 3 条 祝事については、本支部シルバーランドみつい及びシルバーランドきし
の職員慶弔見舞金に関する規程に準じてその都度定める。

(弔慰)

第 4 条 役員等の弔慰については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定め
る金品を贈るものとする。

- (1) 役員等が死亡した場合 生花、弔辞及び弔慰金 5,000 円
- (2) 役員等の配偶者及び実父母が死亡した場合 生花及び弔慰金 3,000 円
- (3) 役員等の子が死亡した場合 弔慰金 3,000 円

(傷病見舞)

第 5 条 役員等が傷病により 14 日以上入院した場合 見舞金 3,000 円

(災害見舞)

第 6 条 役員等の居住する住宅が火災又はその他の災害を被った場合は、次の各
号に掲げる区分に従い該当各号に定める見舞金を贈る。

- (1) 火災の場合 全焼 10,000 円、半焼 5,000 円
- (2) その他の災害 全壊 10,000 円、半壊 5,000 円

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は支部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。